

## 郵便入札の取り扱いについて

横須賀市で実施する郵便入札に関する取り扱い事項を定めましたので、入札参加者はこの取り扱いの内容を十分理解して入札に参加してください。

なお、この取扱いは郵便の方式を採用した契約候補者の選定（公募型競争見積り合わせ等）についても準用します。

### 1. 入札参加申請

#### (1) 入札参加申請書の提出方法

指定した申請書に記名押印し、次のいずれかの方法で提出します。いずれかの提出方法によるかは案件ごとに入札公告で指定します。

- ①横須賀市財政部契約課（以下「契約課」という）へ持参
- ②ファックスで送信

#### (2) 申請書をファックスで送信する場合の提出日時

契約課の事務室内にあるFAX機能付き複合機（FAX番号：046 - 828 - 3839）で受信した日時とします。

申請書提出期間は入札公告で指定しますので、時間に余裕をもって申請書を送信してください。

#### (3) 入札参加資格の決定

入札参加資格がない者には入札公告で指定した日までにファックスで通知します。この日までに通知がない場合は、入札参加資格があるものとします。

#### (4) 申請書の再提出

入札参加資格がないと通知された者（申請を否認された者）は、業者情報の変更により入札参加資格を満たす場合に限り、申請書提出期間内であれば再度申請書を提出することができます。

### 2. 入札書の送付方法

#### (1) 提出書類

- ①入札書
- ②その他必要書類（例、工事の予定技術者届・積算内訳書等）

#### (2) 送付方法

入札書等を必要事項を記載した封筒に入れて封緘（入札書に押印した代表者印又は受任者印と同じ印により割印）し、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により横須賀郵便局留で送付し、入札公告で指定する期限までに到着しなければなりません。

##### ①使用する封筒

長形3号封筒（120ミリ×235ミリ。A4判三つ折りが入る大きさ）

②封筒への記載事項（別添「郵便入札用封筒の書式」を参照）

◇表面

送付先、「入札書在中」

◇裏面

開札日、案件名、入札者の所在地・業者名（商号又は名称）

3. 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札書到着期限の当日の17時（到着期限の時刻が17時よりも前の場合は、その時刻）までに、次の事項を記載した辞退届（又は別途指定する書式）をファックスで提出しなければなりません。

案件名、辞退の意思表示、提出日、業者名・所在地・代表者又は受任者  
代表者印又は受任者印

4. 入札書の取り扱い

（1）開札前

入札書到着期限の翌開札日（開札以前）に、市は横須賀郵便局で入札書を受領します。

このため、上記「2 - (2)」で指定した方法によらず送付された入札書については、当該内容に応じて次のとおり取り扱います。

なお、入札参加有資格者の入札書が到着していないと認められる場合又は封筒に案件名の記載がない場合等は、市が入札参加者に電話連絡を行います。

①無効な入札として取り扱わない場合

◇ 一般書留若しくは簡易書留又は横須賀郵便局留の方法以外で郵送されたとき

◇ 長形3号以外の封筒が使用されたとき

◇ 封緘箇所に代表者印又は受任者印の押印がないとき

◇ 封筒に案件名若しくは業者名の記載がない又は記載はあるが誤字・脱字等により当該記載情報のみで案件名若しくは業者名を特定できない場合で、補筆（※）により特定できるようになったとき。

※一般書留又は簡易書留で送付されたもので、開札日前日の15時までに書留郵便の受領証（郵便物を特定できる個別番号等が記載されているもの）を契約課に持参した場合、書留郵便の受領証により特定できた封筒に対して案件名又は業者名の補筆を認めます（開封は認められません）。

◇ その他軽微な誤字・脱字等がある場合で、当該案件の入札書であることを客観的に判断できるとき

②無効な入札として取り扱う場合

- ◇ 指定した以外の方法で送付したことにより、入札書が契約課に到着するまでに開封された場合等（例、通常郵便として庁内で事務的に開封された場合等）
- ◇ その他入札者の責めに帰すべき事由により、入札を公正に執行することができない状態と市が判断したとき

③入札書の送付がなかったものとして取り扱う場合

- ◇ 入札書到着期限を過ぎて到着したとき
- ◇ 封筒に案件名若しくは業者名の記載がない又は記載はあるが誤字・脱字等により当該記載情報のみで案件名若しくは業者名を特定できないまま、開札日前日の 15 時を経過したとき

(2) 開札後

入札心得の「14. 入札の無効」のとおり取り扱います。

なお、入札書に記載の案件名が既に公告している他の案件名となっている等、当該入札の入札書と特定できないものについては、入札心得 14 - (5)「入札金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき。」を適用し無効とします。

5. 「くじ」による落札者の決定方法について

【 「くじ」による落札者の決定方法の掲載先 】

入札の広場→入札情報ポータルサイト→入札制度関連情報→「くじ」による落札者の決定方法

6. 入札の延期等

郵便事故等、入札者の責めに帰すことができない事由により、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を延期又は中止することがあります。

7. その他

- (1) この取り扱いに記載がない事項は、入札公告及び入札心得の規定を適用します。
- (2) この取り扱いに入札心得の記載事項と一致しない表記があった場合は、この取り扱いの表記を優先します。
- (3) 入札公告にこの取り扱いの記載事項と一致しない表記があった場合は、入札公告の表記を優先します。

平成25年2月18日制定  
平成29年10月2日改正  
平成30年12月19日改正